

遊漁規則新旧対照表

新				旧			
(遊漁料の額及び納付方法) 第7条(略)				(遊漁料の額及び納付方法) 第7条(略)			
魚種	漁具・ 漁法	遊漁料		魚種	漁具・ 漁法	遊漁料	
うぐい、わかさぎ いwana、やまめ	竿釣 手釣	1日 1,200 円(組合事務所又は取扱所) 2,400 円(遊漁現場) 1年 6,000 円		うぐい、わかさぎ いwana、やまめ	竿釣 手釣	1日 1,050 円(組合事務所又は取扱所) 2,100 円(遊漁現場) 1年 5,250 円	
あゆ	竿釣	1日 2,500 円(組合事務所又は取扱所) 5,000 円(遊漁現場) 1年 12,600 円		あゆ	竿釣	1日 2,100 円(組合事務所又は取扱所) 4,200 円(遊漁現場) 1年 12,600 円	

附 則

この規則変更は、令和8年1月1日から施行する。